別表第一のアイビービジネスカレッジの項中「アイビービジネスカレッジ」を「大原キャリアビジネス外語専門学校」に改め、同表の名古屋福祉保育柔整専門学校の項中「名古屋福祉保育柔整専門学校」を「公務員・保育・介護・ビジネス専門学校」に改め、同表の名古屋外語専門学校附属日本語学校の項中「名古屋外語専門学校附属日本語学校」を「愛知工科大学外国語学校」に改め、同表のＫＬＳ名古屋日本語学院の項の次に次のように加える。

名古屋国際外語学院	愛知県

別表第一の京都秋月学園の項の次に次のように加える。

活学書院	京都府

別表第一の倉敷外語学院の項の次に次のように加える。

岡山学芸館外国語学校	岡山県

別表第一の久留米国際交流学院の項中「久留米国際交流学院」を「くるめ国際交流学院」に改め、同表の福岡言語学院の項の次に次のように加える。

東アジア日本語学校	福岡県

別表第一のＪＣＳ学院の項中「ＪＣＳ学院」を「沖縄ＪＣＳ学院」に改める。

○外務省告示第三十三号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十四年二月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

中華人民共和国大使館周辺地域	
期　間	平成二十四年二月二十三日から平成二十五年二月二十二日まで
地　域	東京都港区　西麻布三丁目 元麻布二丁目 元麻布三丁目 南麻布五丁目（二番から十六番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法［昭和三十五年法律第百五号］第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、都道霞が関渋谷線（六本木通り）及び都道北品川四谷線（外苑西通り）の部分を除く。

○外務省告示第三十四号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十四年二月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

アメリカ合衆国大使館周辺地域	
期　間	平成二十四年二月二十四日から平成二十五年二月二十三日まで
地　域	東京都港区　赤坂一丁目 赤坂二丁目（二番から四番まで、八番から十二番まで及び十五番から二十三番まで） 虎ノ門二丁目 虎ノ門三丁目（一番から七番まで） 虎ノ門四丁目（一番及び二番） 六本木一丁目（一番から三番まで及び十番）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法［昭和三十五年法律第百五号］第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間に接する交差点

○外務省告示第三十五号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国付表1、付表2及び付表3に掲げる産品又はサービスの基準額に対応する邦貨換算額について、日本国政府から政府調達に関する委員会に対し、平成八年二月二十七日付けの同委員会の決定に従い、次の内容の通報を行った。これらの邦貨換算額は、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成二十四年二月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

付表1　同協定に従って調達する中央政府の機関

基準額	邦貨換算額
十三万特別引出権	千六百万円
四十五万特別引出権	五千八百万円
四百五十万特別引出権	五億八千万円

付表2　同協定に従って調達する地方政府の機関

基準額	邦貨換算額
二十万特別引出権	二千五百万円
百五十万特別引出権	一億九千万円
千五百万特別引出権	十九億四千万円

付表3　同協定に従って調達するその他の全ての機関

基準額	邦貨換算額
十三万特別引出権	千六百万円
四十五万特別引出権	五千八百万円
四百五十万特別引出権	五億八千万円
千五百万特別引出権	十九億四千万円

○外務省告示第三十六号

ブルネイ・ダルサラーム国政府は、「千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約」の加入書を平成二十三年十一月十七日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年二月十七日にブルネイ・ダルサラーム国について効力を生ずる。

（平成二十三年十一月十七日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十四年二月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三十七号

平成二十四年二月二日にワガドゥグーで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億八千万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　杉浦勉在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　ヴァンソン・ザカネ外務・域内協力大臣付域内協力担当閣外大臣

平成二十四年二月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○農林水産省告示第三百七十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十三年十二月二十日に消滅したものとみなされる。

平成二十四年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第21268号

2　登録年月日　平成23年12月20日

3　農林水産植物の種類

Dianthus caryophyllus L.

4　登録品種の名称　BARABRIL

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

BARBERET & BLANC S. A. Camino Viejo, 205 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain